

上川町競争入札心得

(総則)

第1条 上川町が発注する建設工事及び委託業務（以下「建設工事等」という。）等契約に係る競争入札に当たっては、別に定めるもののほかこの心得の定めるところとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札執行前に、入札しようとする見積金額の100分の5の相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

3 入札参加者が、入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 国債

(2) 政府保証のある債券

(3) 地方債

(4) 銀行又は出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（以下「金融機関等」という。）が振り出し又は支払保証をした小切手

(5) 金融機関等が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形

(6) 金融機関等に対する定期預金債権

(7) 金融機関等の保証

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が、金融機関等に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書又は当該債権に係る債務者である金融機関等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

5 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が、金融機関等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

(入札等)

第3条 入札参加者は、入札の公告又は指名通知書、縦覧用設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告又は指名通知書、縦覧用設計書、図面、仕様書等について疑義のあるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札参加者は入札書を作成し、入札書を封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては法人名）及び工事名（又は業務名。）を表記して提出（入札箱に投入）しなければならない。

(公平な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その法人名及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとする。

2 代理人は2人以上の者を代理することはできない。

3 入札参加者は、上川町入札参加者指名停止等措置要綱（平成19年要綱第19号）に基づき指名停止処分を受けている者を代理人とすることはできない。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き替え、引き替え、又は撤回することはできない。

(入札無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札

(5) 一つの入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札

(6) 代理人が2人以上の者の代理人をしていた入札

(7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理人をしたときの双方の入札

(8) 無権代理人がした入札

(9) 入札に関し不正の行為があった者のした入札

(10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(11) 事前公表をした予定価格を超えた入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、入札の公告又は通知した場所及び日時において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせて行う。

(入札の執行方法等)

第9条 予定価格を事前公表した場合の入札の執行回数は1回とし、落札者がいない場合は、入札を中止し不調とする。また、予定価格を事前公表しなかった場合の入札の執行回数は3回とし、初度の入札で落札にいたらなかった場合は直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度及び再々度入札を行う。

2 入札金額内訳書の提出対象として通知した入札の場合は、第1回の入札の際に全入札参加者から上川町が定めた様式により入札金額内訳書を提出すること。

- 3 入札金額内訳書が未提出であり、又は提出された入札金額内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該入札金額内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。
- 4 入札後、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ入札金額内訳書を公正取引委員会に提出することがある。
- 5 再度及び再々度の入札には、第7条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。

(予定価格の事前公表)

第10条 上川町が発注する建設工事等において、入札、契約制度の透明性及び競争性の向上を図るため、上川町建設工事の入札結果並びに予定価格の公表に関する要綱（平成18年要綱第17号）に基づき予定価格を事前に公表するものとする。

- 2 指名通知書に建設工事等に係る予定価格を記載し、入札参加者に通知する。
- 3 入札参加者は、工事費を積算した結果予定価格を上回る場合は、直ちに担当課に連絡すること。この場合、全ての業者が予定価格を上回るときは、予定価格の積算に誤りがある可能性があるため、再度予定価格の積算を行う。その結果、積算に誤りがあったときには入札を中止し、予定価格を再度設定した後、再度入札の指名通知を行う。

(公表の方法及び時期)

第11条 入札執行前における公表は、工事名、入札日時、設計図書、予定価格を指名通知と同時に公表する。

- 2 入札執行後における公表は、「入札結果一覧表（閲覧用）」に記載し、これを閲覧する方法で速やかに行う。

(公表の場所及び期間)

第12条 公表の場所は役場内閲覧所とし、公表の期間は公表を行った年度の年度末までとする。

(落札者の決定)

第13条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員をもってくじを引かせる。
- 3 上川町建設工事に係る低入札価格調査制度の導入に関する要領（平成21年訓令第4号。以下「低入札価格調査制度要領」という。）に基づく調査の該当となる入札を行った者は、当該調査に協力をしなければならない。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第14条 開札の結果次の各号の一に該当すると認められるとき、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とししない場合がある。

- (1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき。
 - (2) その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適正と認められるとき。
- 2 前項の規定に基づき、該当すると認められたときは、予定価格の範囲内で申込みをした他の

者の内、最低の価格で申込みをした者を落札者とする。

(入札保証金の返還)

第15条 落札者が決定した場合、入札保証金は落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えに返還する。

(契約の締結)

第16条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、上川町の作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。

(入札保証金の帰属)

第17条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、上川町に帰属する。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札金額の100分の5に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約保証金)

第18条 契約を締結しようとする者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上（低入札価格調査を受けた者が契約する場合にあっては10分の3以上）としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

(1) 契約金額が130万円以下であり、かつ契約者が契約を確実に履行するものと認めたとき。

(2) 当初設計金額が130万円を超え250万円未満の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと認めたとき。

3 契約者が契約を履行しないときは、契約金額の10分の1（低入札価格調査を受けたものにあつては10分の3）に相当する金額を違約金として納付しなければならない。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めによる。

4 第1項の規定により、落札者が同項第2号及び第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号及び第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 第1項に規定する金銭的保証では、履行保証として十分でないため、役務的機能を求める契約の場合は、公共工事履行保証証券に係る保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）で、契約保証金は、契約金額の100分の30以上とする。

6 請負代金額の変更があつた場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の1に達する

まで、町長は、保証金額の増額を請求することができ、契約者は、保証金額の減額を請求することができる。

(入札保証金等の充当)

第19条 落札者は当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができる。

(入札の取りやめ等)

第20条 上川町長が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、公正な入札の執行を妨げる入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出なければならない。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日前日までに到達するものに限る。）して行うこと。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその理由を明記した入札書を直接提出して行うこと。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行わないものとする。

(契約書等の提出)

第22条 契約書を作成する場合には、契約担当職員から交付された契約書案に基づいて作成し、記名押印の上、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当職員に提出しなければならない。ただし、書面により契約担当職員の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は契約担当職員の指示に基づき、落札決定後速やかに請書その他契約書に準じる書面を提出しなければならない。ただし、契約担当職員がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第23条 入札をした者は、入札後、この心得、入札の公告又は指名通知書、設計図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。